

令和5年度 第3回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和6年1月12日（金）午前10時から午前11時30分まで
場 所	県庁西館4階第一会議室C
出席者 職・氏名	<p>委 員（敬称略、五十音順）（8名） ◎は部会長 浅見 佳世、今泉 文寿、絹村 敏美、◎蔵治 光一郎、田中 博通、谷 幸則、 藤川 格司、山川 陽祐</p> <p>事務局（県側出席者）（5名） くらし・環境部環境局水資源課 太田課長、紙谷課長代理、藁科班長、宮野主幹、小長井主任</p>
議 題	<p>（1）計画の策定順 （2）環境審議会への報告</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会 次第 ・静岡県環境審議会水循環保全部会 委員一覧 ・座席表 ・計画の策定順 【資料1】 ・環境審議会への報告 【資料2】

事務局 ただいまから、令和5年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催いたします。

本日の司会を務めます、水資源課課長代理の紙谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、委員9名中、現時点で7名の方の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していただきますことを御報告いたします。なお、今泉委員については、所用により途中から参加される予定です。

それでは、次第に従い進めてまいります。開会に当たり、水資源課長の太田より御挨拶を申し上げます。

水資源課長 皆様、おはようございます。くらし・環境部水資源課長の太田でございます。委員の皆様には、御多忙の中、令和5年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は12月5日に開催しました第2回の水循環保全部会に引き続き、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について御審議をいただきます。今年度の審議事項は、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方について御審議をいただいております。その中で、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順を項目としておりますけれども、第2回の水循環保全部会まで、計画の構成、策定流域の設定については、ほぼ賛同を得ておりました。本日の審議の中心は、計画の策定順となります。また、1月30日に環境審議会の開催が予定されておりました。環境審議会への報告につきましても、御審議をいただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ここからの議事進行については、蔵治部会長にお願いいたします。

蔵治部会長 ここから議事を進行いたします蔵治でございます。本日最後ということでございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次第に沿いまして、議事の3になりますが、本日(1)(2)の二つの議事が予定されております。最初に、議事の(1)計画の策定順について事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

事務局 それでは計画の策定順について説明いたします。資料1のスライド1を御覧ください。

最初に、前回の委員意見を踏まえた検討結果について御説明します。計算方法に関しては、3点の御意見がありました。1つ目は、案1をベースとし、指標については案2のようにもっと増やす方向で検討。2つ目は、水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5分野について同等の重みづけをして評価し点数化。3つ目は、傾向も基礎点に入れた方がよいとの御意見がありました。このため、計算方法については、委員意見を参考に見直しを行ないました。詳細については、後ほど説明します。

次に評価指標に関しては、5つの御意見がありました。上から順に、雨水利用の指標がないとの御意見については、雨水・再生水利用施設数を指標として追加しました。代表的な湧水地点数は、ただ単に地点数ではなく減少した数というのであれば意味があるとの御意見については、現状値から傾向が分かる指標に変更しました。植生が残っている地目の評価の数値化に当たり、常緑針葉樹林を最高評価の5としていることが気になるとの御意見については、評価基準を見直し、天然林を5、人工林を4に修正しました。富士川圏域の地下水利用量と涵養量は同じくらいであり、12倍もあるとは思えないとの御意見については、データを精査したところ、狩野川圏域及び富士川圏域については、調査対象区域が富士山山頂までの山岳部を含んでいました。他の圏域は、平野部のみが調査対象であったため、他の圏域に比べ地下水涵養量の値が大きくなっていたことが原因と考えられます。このため、公平に比較するため、指標値の

算出方法を「地下水利用量に対する地下水涵養量が少ない地域の面積」に見直しました。水質はBOD、CODのみならず窒素、リンについても評価すべきとの御意見については、指標として追加することを検討しました。しかし、窒素、リンについては、天竜川1箇所、浜名湖7箇所と観測地点数が極端に少ないため、指標として採用することを断念しました。なお、別途御提案のあったDO（溶存酸素）については、指標として追加しました。

スライド2を御覧ください。評価方法について御説明します。

まず、評価指標については、できる限り多くの指標を選定し、指標を「水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らし」の5分野に分類します。なお、指標には、圏域の現状を評価する指標だけでなく、傾向を評価する指標も含めました。これにより、前回御説明した傾向による減点については、取止めました。これらの指標を数値化し、5段階（20点～100点の20点間隔）に分けて点数化します。

5分野については、同等の重み付けをして評価するため、分野毎に平均点を算出し、これらを合計して基礎点とします。課題点については、庁内関係各課に照会して作成した流域課題・施策整理表を元に、整理・集約し、その課題の数に応じて、1課題当たり10点として点数化します。なお、全圏域共通の課題や基礎点で指標を使って評価した課題は対象外とします。

緊急性は、イメージ図にある通り、基礎点から課題点を減点し、その結果、総合点が低い圏域を緊急性が高い圏域として評価します。

スライド3を御覧ください。課題評価の見直し案について御説明します。

先ほど御説明した点数化による緊急性の評価については、概ね御賛同いただいているところですが、こちらは、前回の部会後に委員の皆様に御意見を伺い、その中で、減点などの重みづけは決めかねるといった御意見をきっかけに、県庁内で検討した結果になります。御意見の詳細は付属資料3に記載のとおりです。

課題のような定性的なものを点数化するのは無理があるのではないかと考え、対案を検討しました。先ほどの指標値から点数化した基礎点については、定量的評価とし、課題点については、点数化ではなく定性的に評価をする案になります。具体的ではございませんが、定性的評価については、必要に応じて流域の課題を考慮して評価を補正することを考えています。こちらについては、後ほど委員の皆様に御審議をお願いしたいと思います。それでは、元に戻りまして、点数化による評価方法について、御説明します。

スライド4を御覧ください。こちらの表は、緊急性を評価する指標の概要になります。

前回は、水質、水量、治水（なお、今回から災害・治水に改めました。）、自

然環境、暮らしの5つの要素に、それぞれに2個ずつ計10個の評価指標を選定しておりましたが、今回はできる限り多くの指標を選定するという一方で、これに加えて、過去のデータがある場合は、現状値だけではなく、10年前との比較を行なうなど傾向を算出し、指標として追加しました。この結果、評価指標の数は26個になりました。指標の詳細については、次のスライドで説明します。

スライド5と6を御覧ください。こちらが指標を整理したものになります。今回は、新たに追加になった指標や変更になった指標について御説明します。

また、指標については、事前に委員の先生方から御意見を伺っていますので、主な御意見に対する検討結果も含めて説明します。委員の皆様からの御意見については、付属資料3に記載のとおりです。

上から順に、公共用水域におけるBOD等環境基準の達成地点の割合には、DOを追加しました。庁内関係課からの提案により、2段目の公共用水域における水質悪化(類型Cの基準値以下)の地点数を新たに指標として追加しました。塩水化していない観測井の割合に、傾向値を追加しました。取水制限日数については、変更はありません。評価項目の地下水水量については、地下水利用量に対する地下水涵養量が少ない地域の面積に見直しました。届出揚水設備数、土砂災害発生件数、浸水被害被災家屋棟数については、傾向値を追加しました。庁内関係課からの提案により、下から2段目の土砂災害危険箇所整備率を新たに指標として追加しました。県管理河川整備率については、変更はありません。

植生が残っている地目の評価については、評価基準を見直し、森林を天然林と人工林の2種類に分類し、天然林を最高評価の5、人工林を4に修正しました。レッドデータブックに記載されている絶滅の恐れがある種数については、2004年と2020年のデータを比較し、傾向を算出する予定でしたが、データは種数が単純に累積されており減少数を把握していなかったことが分かり、傾向にあまり意味がないとの指摘があったため、現状値に見直しました。前回、指標としていた特定魚種の生産量の減少種数については、海流の影響が大きく、流域に限った水循環との関連性が薄いとの指摘があったため、指標から除外しました。湧水把握地点数については、現状値から傾向値に見直しました。地域森林計画対象森林面積の変化については、変更はありません。前回、指標としていた林地開発許可面積については、林地開発については、森林の有する機能を阻害しないことで許可しているということで、水循環への影響はないとの指摘があったため、指標から除外しました。流域の活動については、森づくり県民大作戦参加人数を前回指標としていましたが、イベントの内容が多岐にわたり、水循環との関連性が薄いため、指標から除外しました。雨水・再生水利用

施設数を新たに指標として追加しました。

それではスライド7と8を御覧ください。こちらが指標値を点数化したものになります。指標値の最大値、最小値、平均値を基に、20点～100点の20点間隔の5段階のレンジに分けて、指標値を各レンジに位置付け、点数化しました。なお、分野毎に指標値の数が異なります。このため、5分野を同等の重みづけをして評価するため、分野毎に平均点を算出しています。

それではスライドの9を御覧ください。

こちらが5分野ごとの平均点を集計した結果になります。この5分野の点数を合計し、基礎点としました。

スライド10を御覧ください。課題点について御説明します。

流域の課題等は、令和4年度に庁内関係課に照会した流域課題・施策の整理表を基に整理・集約しました。前回、課題の内容を省略して表記していましたが誤解を招くと考え、課題の表現を全文表現するよう修正しました。なお、課題点の対象となる課題と圏域は、星取り表の●（黒丸）で示した箇所になります。一方、○（白丸）で示した課題は、課題点の対象から除外しています。これは、全圏域共通の課題であったり、基礎点で評価済みの課題になります。例えば、水質の濁りについては、基礎点で水質基準により評価しているため、除外しました。また、水量の渇水や水利調整については、大井川水系、天竜川水系において取水制限日数により評価しているため、該当する圏域は除外しました。この●（黒丸）の数を集計し、1課題当たり10点として点数化しました。

スライド11を御覧ください。緊急性の評価結果になります。

基礎点から先ほどの課題点を減点し、緊急性を点数化しました。この点数が低い圏域を緊急性が高い圏域として評価します。結果、浜名湖圏域が最も緊急性が高い圏域になりました。

説明は以上になります。

蔵治部会長 御説明ありがとうございました。

今、資料1を全て説明いただいたのですけれども、実は論点は大きく二つに分かれておりました、計算方法に関するものと指標に関するものになっておりますので、一つずつ順番に、御議論、御意見等いただければと思っております。

まず計算方法について、前回の第2回部会で概ね合意してきたところでありまして、それが先ほど説明されたスライド2番に書かれている、基礎点を求めてそこから課題点を引くという方法になります。前回の部会后に意見照会を委員の皆様させていただいて、その結果、ほとんどこれで良いという意見であったのですが、一方で山川委員から、付属資料3にあるような懸念も表明されたということで、このたび、スライド3のような修正案を作っていただいたという状況でございます。まず、この計算方法について議論するに当たり山川委

員から御意見をいただければと思うのですが、お願いできますでしょうか。

山川委員 今、蔵治部会長から御説明いただいた計算方法全般のところですね。

これは、付属資料3の上の方に私の意見として書かせてもらったのですけれど、意見といいますか、最終的な出口のところのあり方の確認といいますか、お尋ねになると思うんですけれども、三点に分けて整理していただいているところの二つ目ですけれども、これがメインのところでした、この基礎点と課題点の重み付けのところはどうしても決めかねるんじゃないかというところは、今も全体の説明の中で御指摘があったと思うんですけれども、それもありますし、結果として思ったのは、どこもどんぐりの背比べで一緒みたいな、あるいは緊急度の考慮は特に不要であるという緊急度の評価ということがありうるのかというのがちょっと疑問に思ったんですね。このタイミングでそういうこと言っただけではないのかと初めは思ったのですけれども。

この評価法の中身を細かく議論を伺っていく中で、改めて出口を考えたときに、圏域の順位付けが、結果的にですけれども、同程度であるという見解を出すというのは、ありなのかと思ったんですね。その点をお伺いしたいと思っております。

もう一つ、話が前後するのですけれども、基礎点と課題点の重み付けの部分ですけれども、事務局の回答で、客観的で公平な方法で進めているということですが、なかなかこれは説明が難しいところがあって、説明の上では積極的に客観性を担保していると、公平性を担保していると、あまり強く言いすぎるのは難しい。言い方だけの問題かもしれませんが、総合的に検討しているところでは主張して、同時に、重み付けで順位が変わり得るということをもしる前に出して説明するようなことがあってもいいのかなと思うのですけれども、このあたり、いかがでしょうか。

事務局 ただいまの御発言に対する事務局の考え方ですけれども、まず1点目としまして、山川委員が言われました、そんなに緊急度に差がないのではないかということに対しましては、例えば資料1のスライドの11番を見ていただきますと、基礎点の段階で最も低いのが浜名湖圏域の246点、最も高いのが狩野川圏域の400点ということで、かなりばらけている結果になっているかなと思っております。山川委員が言われたように、全て横並びに近いということではなく、基礎点の段階でも、圏域ごとの差はかなり生じているというふうに認識しております。

それから、算出方法の客観性ということですが、確かに、最初の説明でも申し上げたとおり、課題点について、点数の付け方や課題の抽出の仕方がどこまで客観的かと言われると、そのところにつきましては疑問の余地があるのかなと私どもでも認識しております。その結果としまして、本日、3番の

スライドにあるような課題評価の見直し案というものを提示させていただいたところでもあります。ですので、山川委員が言われたように、客観的とあまり強調するよりも、総合的な判断ですという形をとった方がいいのではないのかなというところにつきましては、私どもも認識しているところでもあります。以上です。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。

私からも少しコメントいたしますと、既に第2回までの議論において同様の議論はされてきたのかなと思っておりまして、ベストではないかもしれないけれども、データを追求してきた結果、基礎点については総合的であり、かつ、ある程度客観的な方法によって求めているということで委員の皆さんも合意していただけるかなと思うんですけど、やはりこのスライド2番にある方法ですと、流域の課題点というのを、スライド10番にある黒丸のところでもリスト化してそれを10点引くということをしているところが、ちょっと10点という根拠が実はないということもありまして、客観的という言葉からだいぶ外れてくる部分かなというようなことは思っております。そういうことを踏まえて今回、3番のスライドにあるような、定量的、定性的というふうに分けていただいたのかなと思ったところですが、そうは言いましても、定性的評価というのは果たしてどういうふうにするのかというのも依然として課題として残っていることも確かで、定性的評価というと、結局、10点というのを何点分として見るのかという重み付けみたいなことになってしまうという意味では、似たようなことにはなっていると思うのですよね。

一方で、この10番のスライドに載っている課題というのは、基礎点を求める指標では入れにくかったものが出てきているということもありますので、特筆すべき課題がこの10番スライドにあるということであればそういうものはきちんと残しておいた方がいいという議論もあるかもしれない。というようなところで大変悩ましい状況に陥ってしまっているということかなと思います。ということなので、まず、他の先生方の御意見を伺って、今日は2と3のスライドの二つの案をいただいているのですけれども、それ以外の方法もあるかもしれない。例えば、客観的ということを中心にするのだったら、むしろ、こういう特筆すべき課題で減点するということをやめてしまうというチョイスになるかもしれない。一方で、大事な課題をちゃんと書き残しておくという意味では、この10番のスライドのようなものは残しておいた方がいいのかもしれない。残しておくとする、やはり何らかの点数が必要かもしれないというところで、御意見をいただきたいなと思っております。ややこしい話で申し訳ないのですが、まず対面会場にいらしている委員から先に、どのへんが望ましいと思われるか御意見をいただけないでしょうか。

絹村委員 山川委員のお話というのは確かにもっともな話です。よく分かりませんが、確かに、客観的だという表現をしてしまいますと、難しいところがありますけど、ただ、必要だと言っていたデータがなかったとかいろいろな部分があって、その中でこれを選んで、これでいけばある程度、客観性という言葉は引かかるかもしれませんが、良いものになるんだろーということまで考えてきたものですので、表現は客観的とか公平とはあまり言わない方がよいかもしれませんが、この方法については私は良いのではないかなというふうに思います。

それから、課題の整理については、前回も点数とかいろいろ私も言ったのですが、何らかの形で割りきらないといけないということがありますので、やはり次の個々の検討の中で、こういう課題がここにあったんだというのを残すためにも、何らかのものを用意しておく必要があるんじゃないかなと思います。今回の考え方については、表現を変えていただければ良いのではないかなというふうに私は思いました。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。

それでは他に御意見はございますか。

山川委員 私は、今まで構築してきている評価方法をももちろん否定しているわけではなくて、出口の…先ほどおっしゃられたように、表現をうまくすればいいのかなと思っています。意見照会的时候には、どنگりの背比べみたいで緊急度が飛び出しているところはないのではないかなみたいな書き方になっていたのですが、浜名湖が今の評価方法では一番点数が低いというところもありますので、例えば一部だけは横並びという評価ももしかしたらあるかもしれないということは思っております。一旦以上です。

蔵治部会長 結局、山川先生はどのようにするのが良いとお考えですか。

山川委員 ケチをつけてるだけで具体的なことがなかなか言えていないのですが、今進んでいるこの方法でよろしいかと思っていて、最後は言い方の問題かと思っています。一つは、この評価方法で計算すると、こうなりましたと。それに従うとこの順位付けですと、例えば浜名湖は1番です、2番はここですと、3から6番は例えばここですみたいな、そういう順位付けになりますぐらいのことにしておいて、総合的な検討のもとで順位はこうなると考えられるという言い方でよろしいのではないかと思っております。

蔵治部会長 御主張が明瞭でないところがあるのですが、具体的に、10点減点するという課題点がある方が良いのか、それとも、減点はしないで基礎点だけにしておいて、課題に関しては点数付けしないという方が良いのかという、例えばその2択だったらどちらが良いですか。

山川委員 課題点の減点分を10点にするか50点にするかで、どれだけ順位が

変わってくるかというのは見てみたいところもあるんですけども、そういう方法か、前者の中にもまだ少し幅があると思っております。後者の課題点のところを省いてしまうというのも一手だと思っておりますけれども、前者の減点分をいくりにするかというのにはまだ幅があると思いますので、結果を見てみたいとは思っております。いかがでしょうか。

蔵治部会長 まず、他の先生方のお話を聞いてみたいと思います。

藤川委員 策定の順番は、今まで積み上げてきていますので、2番目のスライドの流域の課題点を引くという方法で私はよろしいのではないかと思います。それで、先程言われた1課題につき10点でも50点でも、あまり変わらないのではないかと思います。だから、基礎点が大体決まっています、そして総合的に課題を挙げていったらこんな形ですよという形で、2番目のスライドの課題点を引くという方法でよろしいのではないかと思います。以上です。

蔵治部会長 ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。

谷委員 策定順を順位付けしますが、例えば、この表で富士川と太田川は1点差しかないわけですよ。こういった場合、2番と3番には、実際に策定するときはどういう差が出てくるのかということを知りたいのですが。

事務局 順位付けに沿って策定していくことになりますので、まさにこの順番で作業をやっていくことになります。

谷委員 ですから、例えばこの微妙なところなので、例えば、カテゴリAとかBとかCとかで20点差ぐらいのところは一緒に進めるいったことはできないのかなという。

事務局 策定作業にそれなりの時間や作業の人手を要するわけでございまして、具体的に作業を進めてみて、どのぐらいの時間と労力がかかるかということを見ながらやっていくことになろうかと思います。

谷委員 やはり、1、2、3番を付けたいというのが最終目標にはなるということですか。

事務局 そうですね。今、委員が言われたようなカテゴリごとに、もう少し大まかな分類でということではなくて、順番をつけておいて、それに沿って、作業に要する時間とか労力を見据えながら作業を進めていくつもりでおります。

谷委員 そうすると、例えば太田川と富士川というのは、課題点を10点と20点、それぞれ引いていますけど、順位は逆転していないですね。課題点を引かない場合との逆転がなければ、10点ぐらいは引いてもいいのかなと。後々、課題を明らかに残しておくということでもよろしいと思います。以上です。

蔵治部会長 ありがとうございます。

浅見委員 私も一つだけ教えていただきたいことがありまして、策定順の1番

と8番というのは何年ぐらいの差が出てくるのでしょうか。

事務局 結論から言うと、この8圏域で概ね5年ぐらいで策定していきたいという目標を持っております。

浅見委員 はい、わかりました。ありがとうございます。指標の計算を10点にしようか20点にしようかというのは悩みどころなのかもしれませんが、もうあんまりそこを詰めてもしょうがないので、計算方法自体はこれでいいかなというふうに感じています。

ただ、実は河川審議会の打ち合わせで情報を得たのですが、県の方でも流域治水を進めていくということで、全水系に対して、流域治水を進めていくのだけれど、その中でも重点対策流域というものを設けていまして、何地点かな…15流域設けているのです。そこの順位とこちらで言っている順位が若干ずれてくると、例えば5年の差というのは、その5年ほどで重点対策流域で、ソフト対策だとか、それこそ流域でいろんな森林だとか集水だとか全部進めていこうと河川の方でやっているのと、5年間全然逆転してしまうと、せっかくの予算の使い方とかに問題が…というかもったいないなという気がするので、そこは何か整合性をとるとか、あるいは協働するとかいう形にはしていただきたいなと思います。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。

確認してよろしいでしょうか。先ほど5年で8圏域全部を作り上げたいというお話でしたけど、一つ作るのに何年想定されるのですか。

事務局 1年半程度。まず今年度末ぐらいから、地域の協議会を設立しまして、やはり最初のところは、1計画に1年半ぐらいかかりまして、それ以降は、ある程度私の方も計画の策定の慣れもあると思いますので、2年目以降につきましては、複数圏域で並行しながら策定するといったようなことを検討して、なるべく作っていききたいというふうに考えています。

蔵治部会長 ありがとうございます。

田中委員 スライドの10ページ目ですが、暮らしの「リニア中央新幹線建設に伴う水資源への影響」は初めからありましたっけ。

蔵治部会長 この部会の最初の資料から載っていたと思います。

田中委員 これは、明らかに大井川と太田川圏域に関する問題を出していると思うのですが、影響があるかどうかなんて定かではないので、これを取り上げると、結局10点マイナスがあるがために、最終的に太田川と富士川が逆転している。

蔵治部会長 いや、逆転はしていないのです。11ページの表を見ていただくと、基礎点の順位と10点、20点引いた後の点数の順位は同じです。

田中委員 例えば、これがもしないとしたら太田川が10点のマイナスがなくな

る。

蔵治部会長 そうです。でも依然として2位であることには変わらない。

田中委員 288点でしょ。富士川が20マイナスのままで279です。

蔵治部会長 でも、そうは言っても、このリニアの課題があるというのは、広く世の中に知られているのですけれど、そういう状況でこれを落とすというのは…。

藤川委員 何を議論してたんだと言われてしまうから。

田中委員 いや、マスコミの影響で、実際そうなのかってね。僕の専門なんだけど、不明な点は多いです。

蔵治部会長 いや、もちろん実際にそうなのか不明ではあるとは私も思いますけど、だからといって課題ではないということにはならないのではないかと思うのですが。

田中委員 流域の課題というのは、やはり全ての流域に関係するものを課題にすべきであって、明らかにここだよ、なんていうものを入れるのもいかがかなという感じもします。

絹村委員 地域が特別なのであえて課題としている。

藤川委員 その特徴であるという形で課題として挙げているのだから、別にそこは横並びでなくて良いと思います。

蔵治部会長 それぞれ個別の場所にあって、個性があって、歴史の全く違う流域なので、そこにしかない課題というのはあり得るのではないですかね。

田中委員 そういう言い方をすればあり得るかもしれませんが、僕が懸念しているのは、定かでないことを課題に取り上げて、今、部会長が言ったような県民の中で話題になってるし、そういう意味では入れておいても良いかなという感じはするけど、僕としては影響なんか定かじゃないし…そういうことです。

蔵治部会長 他に御意見ありますでしょうか。特段なさそうですけれども、なかなかこれは決着がつきにくい問題だということはよくわかるころなんですけど、そうは言ってもやはり今日決めていかなければならないことだとは思っております。現在の案の課題点を引くのをやめたとしても策定順に変更はないということでもありますし、10番のスライドの課題は残しておく方が良いのではないかという意見が多いと思いますので、10点という点数は、仮に10点として計算したらこうなりましたみたいな書きぶりしておけば良いのかなという気もいたします。そのあたりを落とすところにするというのでいかがでしょうか。つまり、結局最終的にスライド2番の元々の案に戻ってしまっていますけれども。

藤川委員 進めたときに合意しているわけですから、そこでよろしいんじゃないですかね。

蔵治部会長 という声がございますが、オンラインの皆さんも賛同していただけますでしょうか。そういう多数決を取るシステムってこれあるんですかね。

藤川委員 みんな合意しているんじゃないですかね。

今泉委員 私は蔵治部会長の提案に賛成いたします。

蔵治部会長 ありがとうございます。それでは特段、これはどうしても納得いかないというようなことはないようだと認めますので、今日の計算方法に関しては、当初から議論してきた減点の方式で決定させていただきたいと思いません。ありがとうございました。

次は、個々の指標についての議論に移るのですが、これもこれまでたくさん議論してきたと思いますが、指標が現在 26 指標ございまして、細かい点で付属資料 3 の方に各委員から御意見をいただいて、それに対する事務局の整理という回答があるのですが、その辺も踏まえてこの場で御発言あればお願いしたいと思います。

絹村委員 先ほどの説明の中にはなかったのですが、多面的機能支払の活動につきまして、年末にいただいたときには増加量で評価するということになっていたのですが、新たに参加したところが緊急性が高いのではなくて、元々やっているところが緊急性が高く継続して活動を続けているのではないかという意見を出したところ、増加ではなくて、実施の面積に直していただいたものですから、私は、それ以外の意見は特になかったものですから、これで了解させていただきます。ありがとうございました。

蔵治部会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

皆さん大体、意見は出されたけど対応に納得されたということでしょうか。

これに関しては、特段の御意見がないということで、この 26 指標とその計算方法等について合意したというふうにさせていただきます。ありがとうございました。

それではこれで議事の（１）は終了となりましたので、次に議事の（２）の環境審議会の報告について審議していきたいと思えます。事務局からまず御説明をお願いいたします。

事務局 環境審議会への報告について御説明します。資料 2 の 1 枚目を御覧ください。諮問事項は、流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方になります。参考に付属資料 4 として諮問書を添付しています。部会から審議会への報告については、報告書形式で報告することを考えております。報告書は、別添「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方に関する報告書」として取りまとめました。

次に、報告書の内容について、御説明します。報告書の 1 ページを御覧ください。

報告書は、1 諮問内容、2 審議経過、3 審議内容、4 結論という構成にしました。1 と 2 は記載の通りです。

3 審議内容について、御説明します。水循環保全部会では、最初に、流域水循環計画の策定について事務局から概要の説明を受けた後、計画の構成、策定流域の設定、計画の策定順について、それぞれ説明を受け審議を行いました。

(1) 計画の構成では、事務局から、現状と課題を整理し、流域ごとに理念や将来目指すべき姿を定めること、健全な水循環の維持又は回復に関する目標を定め、目標を達成するために実施する施策を記載すること、各施策は指標を使って評価することなどの説明があり、これに対し、委員から、概ね事務局案に賛同するとの御意見がありました。

(2) 策定流域の設定では、事務局から、一級河川や主要二級河川の水系を基本単位として、地下水や利水の状況、その他の各地域の課題を整理した結果、県内を8圏域に区分する案が示され、これに対し、委員から、策定流域の設定については特段御意見はありませんでした。しかし、計画策定時には策定流域の外で水を利用している者の意見も考慮すべきであるとの御意見がありました。

(3) 計画の策定順では、事務局から、圏域の現状を示す指標のうち全圏域に存在する指標を点数化し、その合計点に傾向や地域特有の課題を加味して緊急性の高さを評価する方法が示され、これに対し、委員から、指標を増やし緊急性1位の指標の数が多い圏域を緊急性の高い圏域と評価する方法が良いとの意見があり、2つの方法について比較検討を行ないました。

また、個々の指標について、各委員から専門の知見に基づき、指標の選定や評価に関する多くの意見が出され、それらの意見を踏まえて整理しました。

2 ページをお開きください。4 結論について御説明します。

(1) 計画の構成ですが、流域水循環計画は、山間地域、農村地域、都市地域で個別に実施している施策を流域全体で共有し、流域が抱える課題に対し連携して取り組むことで、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環の維持、保全、回復を図ることを目標に策定し、流域の経済活性化、地域振興等に寄与するものである。このような流域水循環計画の趣旨を踏まえ、先ほど審議内容で御説明したとおりですので、説明は省略させていただきますが、計画の構成は、表「計画の構成」のとおりである。

続いて3 ページ目をお開きください。(2) 策定流域の設定について説明します。

4 行目からになりますが、策定流域は、単独の河川流域を対象とするのではなく、一級河川や主要な二級河川の水系を中心とした複数の河川を包含する地域を基本単位とするのが妥当である。その上で、流域水循環計画は、健全な水

循環、すなわち「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」の保全、回復に関する施策の効果的な推進を図るために策定するものであるから、流域設定に当たっては、自然の状況だけでなく、人の活動による水の利用状況も考慮するべきであり、具体的には、地下水の規制地域や農業用水等の利用範囲がこれに該当する。

以上の考え方により設定した策定流域は、図「策定流域」のとおりである。

なお、菊川流域と大井川流域は、利水面でのつながりが強いことから一つの計画で施策を推進することが効果的であり、統合して一つの圏域とすることが妥当である。

続いて4ページをお開きください。

(3) 計画の策定順について説明します。条例は、「計画は健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から、順次に定めるものとする。」と規定している。2段落目になりますが、設定した流域について、この緊急性の高さを評価するためには、水質、水量、治水、自然環境、暮らしの各分野において、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれているかを示す指標を選定し評価する必要があります。5ページになりますが、別表「緊急性評価指標一覧」に掲げる指標を選定し緊急性を評価することが適当である。

また、選定した指標を使って緊急性を評価するに当たっては、各分野を均等に評価した上で、各流域に存在する課題等を加味して評価することが適当である。

以上の考え方に基づく評価方法は、6ページになりますが、別紙「計画の策定順」の「1 緊急性評価の方法」のとおりであり、参考に、この評価方法を用いて導いた策定順は、「2 策定順」のとおりである。

また、(4) その他として、2行目になりますが、指標の設定に当たっては、別表「緊急性評価指標一覧」に掲げる指標の中から、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表すのに適した指標を選択することが望ましいこと。策定流域を設定するとしても、水の利用範囲は策定流域にとどまるものではない。水が策定流域の範囲を越えて利用されている場合には、個々の流域水循環計画を策定するに当たっては、流域の範囲を越えて水を利用している利水者の意見を考慮することが望ましいことを記載しました。説明は、以上になります。

蔵治部会長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見、御質問等を伺いたいと思います。

私からまず一つ申し上げますと、先ほど論点となっていた、各圏域に存在する課題のうち、基礎点の算出に反映していない課題についてですけど、それは表の形でこの報告書に載っていない案になっているのですが、それは載せた方がいいような気がしないでもないですけど、載せていない理由はあるのですか。

事務局 特段ありません。確かに、指標は一覧表が載っておりますので、課題につきましても、一覧表を載せた方が自然かなという気はいたします。

蔵治部会長 私もそういう気がしました。

事務局 わかりました。では別表という形で課題の表をつけるようにします。

蔵治部会長 もう一点細かい点で、4ページの(3)のところの文章で、今回治水というのは「災害・治水」に直しているところが治水のままになっているの気がつきました。

事務局 失礼しました。ありがとうございます。

蔵治部会長 細かくて恐縮ですけど、二点ほどです。他にどなたかございますでしょうか。

藤川委員 二点ほどあって、最後の別紙の策定順と、計画の策定順というので結果としては全く同じものですよこれ、一番下の方は。

事務局 2枚あるうちの1枚目の方ですね。6というページがふつてある方を今回つけます。6-2は、仮に見直し案になった場合にこちらをつけようというものでした。

藤川委員 はい、わかりました。

もう一点は、細かいのですが3ページの上がどうも引っかかるのですよ。県の文書というのはこういうものですかね。一番最初の「流域水循環計画は、水が」って。これは、普通は降水とかなんかを入れてですね、海まで行くようなそういうようなイメージで作っていただけると嬉しいのですが。「水が」と、主語が二つ並ぶのもあるんだけどね。

事務局 これは水循環基本法の水循環の定義です。

藤川委員 定義になっていましたか。この水というのはすごく逆なでするような。細かい話ですから、県の方でこれですと言うのであれば別に問題はないのですけれども、読んでいて、ここはちょっと引っかかったなという感じがしました。以上です。

事務局 再度、水循環基本法の定義を確認するようにいたします。

蔵治部会長 他にございますでしょうか。

田中委員 静岡県水循環保全条例の第2条第2項の話なのですが、ここに「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」とあります。人間以外のものは、環境保全の中にこめられているのですかね。

事務局 すみません、先生今、何ページの…

田中委員 3ページ、2ページにも入っています(1)の計画を、2行目から始まる所と、3ページの7行目からです、括弧付きで付いてるところ、静岡県水循環保全条例の「人の活動及び」というのは、今いけないのは人間だけ、

人間は大事だけれども、そのことだけの考え方、持続可能な…人間が生きていくために持続可能なそういうものを守るためには、人間以外の他の生物を含めたものの視点でなくてはいけないのだと。条例がこういう言葉になっているのか。

事務局 条例自体で決めているというよりも、この条例が水循環基本法の健全な水循環の定義を引用しておりまして、水循環基本法の定義がここに書いてあります。

田中委員 だけど僕が考えるに、人の活動のみならず、本来は人間以外のそこら辺も包括した考え方でないと持続可能な人間が生きていくための環境にならないような感じがする。けども、これは条例がこうなってるんだったらこれでいいんだけど、そういう政治的な人間以外の生物は、おそらく環境保全の中に含まれているのかもしれないと解釈してしまえばこれでよいです。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。

事務局 その後で、流域の設定に当たっては、当然人間のことでなく、自然環境のことを考えております。

田中委員 了解しました。

蔵治部会長 はい、他にございますでしょうか。

私ももう少し言わせてもらおうと、4ページのその他のところで、流域の範囲を越えて水を利用している利水者の意見を考慮することが望ましいということが最後に書いてありますが、実は県境を越えている流域・圏域があるのですが、県境を越えて水を使用している他県の方もいらっしゃるわけなのですが、他県の意見も考慮することが望ましいということを含んでいるという理解でよいのですか。そこら辺がちょっと曖昧になっているような気がするんですが。

事務局 この点につきましては、考え方としては、他県も含んでいるということになります。ただ、実際の協議をするときにどこまで加わっていただけるのかというのはまた別の話かと思っております、どこまでお声掛けをして参加していただくかというのは、追って調整をしていきたいと思っております。

蔵治部会長 わかりました。この文言を読むと、文字通り読めば完全に県境には関係なく意見を考慮すると読めるので、そういうふう読んで良いのであれば、このままでいいかなと思いました。他にございますでしょうか。

浅見委員 私もこの最後の利水者の意見を考慮するということは、実はちょっと引がかかったところだったのです。こうすると、例えば他県の意見を考慮して決めなくてはいけないというふうなニュアンスが入ってくるかなと。それよりも他県ですごく使っていて、問題になってるとい話も出てくるとは思いますので、他県で水を利用している利水者に対しても、ものを言いたいと

いう場面も想定されると思いますので、ここを、例えば「水を利用している利水者とも合意形成を図ることが望ましい」という形の方が、何となく良いのではないかという気はしました。

田中委員 そのとおりだね。

蔵治部会長 ありがとうございます。そのとおりという意見が多数ですか。書きぶりとしてどうでしょうか。

田中委員 部会長からの話に関係するのだけれど、1 ページ目の3 (2) の最後の文章、計画策定時には策定流域の外で水を利用しているものの意見も考慮するという意見もあったのかもしれないけど、「流域の外」というのは、県内ではないですよ。

絹村委員 太田川の流域には天竜川の水が入っていて、浜名湖の流域にも天竜川の水が入っているのですよ。そこの部分というのが、実はお互いの下流域の大部分は、天竜川の水を取水してるのですけどね。その分が入ってこないのではないですか、というのが始まりだったのですよ。

田中委員 そういう意味ですか。

絹村委員 はい、用水としてですね。

田中委員 どちらも流域が一つに閉じられるから。

蔵治部会長 でも結局、利水を考えると、県境を越えて水を運んでしまっているのが実態ですので、それこそ天竜川の水は愛知県に持っていくという話がありますので。

田中委員 了解しました。

蔵治部会長 はい、そこの書きぶりについては…。

事務局 すみません、先程、藤川先生から御指摘があったところなのですが、やはり水循環基本法が「水が」という主語になっております。

藤川委員 了解。

蔵治部会長 それは定義として法律に書かれていると思うのですがけれど、この書きぶりだと定義という感じの書き方ではなくて、水循環という言葉の前に定義をくっつけてしまっているから、バランスが悪い文章になっているということなのだと思うのですよね。だから定義を書きたいのならば、定義は注釈として外に出してしまってもいいのかもしれないのですけど。あるいは、書きぶりで修正できるかもしれないなどは思いますけど。水循環の前についている枕詞が長すぎるということだと思います。

藤川委員 そうですね。

蔵治部会長 日本語の問題のような気がいたします。

他にございますでしょうか。先ほどの県境を越えた話というあたりは、少し文言を調整するというところでよろしいですか。

事務局 わかりました。

蔵治部会長 今、浅見委員は合意形成という言葉が使われたのですが、合意形成するのは容易ではない場合も想定されるので、合意形成という言葉が本当にいいのかというのは、考える余地があるような気がします。上下流問題になってしまう恐れがありますよね。ここは悩ましいところかも知れないです。意見を考慮するというのはどういう言葉がいいのか。

絹村委員 本当に調整を図るくらい。

事務局 利水者との調整を図るみたいな、そんな感じですか。

田中委員 そうだね。それも一つですね。

蔵治部会長 実際には協議会を作られるということなので、その協議会のメンバーになっていただくのか、オブザーバーとして呼び出すのかとかそういうようなことがあり得るのかなとは思いました。

事務局 浅見先生が「意見を考慮する」よりも「合意形成を図る」に変えた方がよいのではないかとされた趣旨をもう一度お聞きしたいのですけれども、どういう趣旨で変更した方がよいとおっしゃっていたのでしょうか。

浅見委員 この表現ですと、何となく一方的に向こうの意見をこちらが飲むしかないみたいな、流域外の人意見を考慮しなければならないような受身の姿勢に、住民の方がなってしまうようなイメージを与えてしまうかなという印象を受けたものですから、変更した方がいいのではないですかと提案しました。

事務局 そうすると、逆に静岡県の意見も他県の水循環計画を作るときに聞いてもらいたいという意味も含めて変更した方がいいのではないかとということですか。

浅見委員 いや、そこまでは考えていませんでした。例えば、県外の方でござと水を取っているという場合に、やはりどうしても向こうと意見調整していかなければならないのかなと。それは一方的に向こうの意見をこっちが考慮するという表現では…。

事務局 私どもが「考慮する」と書いた意図としましては、こちらが決定するに当たっては、全く考慮しないわけではなくて考慮するという意図でした。浅見先生が捉えられたような強い表現として書いたわけではなかったということにして、「合意形成を図る」という方がむしろ強い気がいたします。

絹村委員 「参考にする」くらいのイメージで書いたのですかね。

事務局 そうですね。

藤川委員 「参考にする」というのも書けないから「考慮する」となってしまうたんだらうな。

絹村委員 それならば「考慮する」でもよい。

浅見委員 なるほどわかりました。表現はお任せします。

蔵治部会長 はい、ありがとうございます。そうすると実は変更は必要ないということになるのかもしれませんが。他にございますでしょうか。

それでは特段ないようですので、今、議論した内容で適宜修正をかけるとして、それを最終的に審議会に報告します。皆さん、メール等で最後に確認をされた方がよろしいですか。それとも事務局と私にお任せしていただけるのであれば、そうしたいと思いますけど。

委員 異議なし。

蔵治部会長 よろしいでしょうか、わかりました。細かい修正後、私が最終確認させていただいて、最終報告書とさせていただきたいと思います。

藤川委員 環境審議会の本会にはこの報告書のほかにパワポではどの部分を使うのですか。

事務局 これまでやったものをまとめて出します。

蔵治部会長 それでは、以上で予定した議事は終了になります。最後にこの機会に全体を通じて御発言がございましたらお願いしたいと思いますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ないということです。それでは当部会に付託された諮問事項については部会として結論を出すことができました。委員の皆様には熱心に御審議いただきありがとうございます、御協力、感謝申し上げます。

以上で流域水循環計画の策定についての審議を終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 蔵治部会長進行ありがとうございます。

また、3回にわたる部会審議において、部会長をはじめ委員の皆様から貴重な御意見を賜り、本日、報告案がまとまりましたことに御礼申し上げます。

以上をもちまして、令和5年度第3回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了いたします。本日はありがとうございました。